

個人決算申告 シーズン来る!!

確定申告について準備はできていますか？

申告
期限

令和7年 **3月17日**(月)

確定申告書は
出来るだけ早めに
提出しましょう。



※決算書作成及び申告指導は下記の場所において個別指導を実施しております。(相談無料)
(税理士関与の方はご遠慮下さい。)

場所

**あま市甚目寺会館
2階大研修室**
(あま市甚目寺東大門8番地)

受付
時間

午前の部 : 午前**10時**~正午
午後の部 : 午後**1時**~午後**3時**

2
月

**6(木)・10(月)・12(水)・13(木)
14(金)・17(月)・19(水)・20(木)
21(金)・26(水)・28(金)**

3
月

**3(月)・4(火)
5(水)・10(月)**

当日
お持ち
いただく
書類

- ① 令和4年分および令和5年分の決算書・確定申告書控・消費税確定申告書控
- ② 各種控除証明書(生命保険・個人年金・地震保険・小規模企業共済等)
- ③ 社会保険料支払証明書(国民年金・国民年金基金・国民健康保険等)
- ④ 公的年金等の源泉徴収票
- ⑤ その他必要書類

消費税の課税事業者の方は必ず8%と10%の区分け(売上・仕入・経費)をし、
集計のうえご来場ください。(消費税の課税事業者の方は早めにご相談下さい)

減価償却費の計算ができていない方は決算指導日の前に商工会へご相談下さい。
給与所得のみの方、または年金所得のみの方は、お住まいの役所等へご相談下さい。

インボイス発行事業者の登録を受けた方へ

インボイス発行事業者の登録を受けた事業者の方は、基準期間[※]の課税売上高が1,000万円以下であっても、消費税の申告が必要です。(注)令和6年分の基準期間は、その2年前である令和4年分をいいます。

 **あま市商工会** ☎ **052-442-8831**

(あま市甚目寺会館) [甚目寺観音 南]